

# ワンポイント会計基準

## vol.306 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指 針」等の公表について

2024 年 9 月 13 日に企業会計基準委員会より企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下、本会計基準及び本適用指針)が公表されました。

今回は、本会計基準及び本適用指針において「リース」と識別される具体的要件の 1 つである「資産の使用を支配する権利が顧客(借手)に移転しているかどうかの判断」について解説いたします。なお、「特定された資産であるかどうかの判断」については前回 (vol.305) のワンポイント会計基準にて解説しております。

### 「リース」と識別される具体的要件

契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断します。具体的には、契約内容が以下の (1)・(2) の両方を満たす場合、リースを含むと判断します。

- (1) 特定された資産である
- (2) 資産の使用を支配する権利が顧客(借手)に移転している

(2) 資産の使用を支配する権利が顧客(借手)に移転しているかどうかの判断  
特定された資産の使用期間全体を通じて、次のア及びイのいずれも満たす場合、当該契約の一方の当事者(サプライヤー)から当該契約の他の当事者(顧客)に、当該資産の使用を支配する権利が移転していると判断されます。(本適用指針第 5 項)

- ア 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受できる権利を有している。

イ 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有している。

上記イについては、次の（ア）又は（イ）のいずれかの場合のみ、使用期間全体を通じて特定された資産の使用を指図する権利を有していると判断されます。（本適用指針第 8 項）

（ア）顧客が使用期間全体を通じて使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法を指図する権利を有している場合

（イ）使用から得られる経済的利益に影響を与える資産の使用方法に係る決定が事前になされており、かつ、次の a 又は b のいずれかである場合

a 使用期間全体を通じて顧客のみが、資産を稼働する権利を有している又は第三者に指図することにより資産を稼働させる権利を有している。

b 顧客が使用期間全体を通じた資産の使用方法を事前に決定するように、資産を設計している。

以上